令和３年（2021 年）３月
令和２年度第４回介護保険運営協議会
【 資 料 ９ 】

保健福祉事業（ねたきり高齢者等支援事業）の実施について

第７期事業計画中には実施していなかった介護保険制度における保健福祉事業につきまして、介護保険条例を改正し、第８期事業計画（令和３年度）から実施します。

介護保険法（抄）

（保健福祉事業）
第百十五条の四十九　市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

１．実施の理由

① 要介護認定者の日常生活支援や介護者の負担軽減のために「ねたきり高齢者等支援事業」を使用目的が特定されない一般財源で実施しています。しかし、ねたきり高齢者等支援事業は基本的に 65 歳以上の要介護３以上の高齢者を対象としており、利用者が限定された事業です。そのため、受益者負担の考え方から、65 歳以上の人が納める第一号保険料で実施する、特別会計介護保険費の保健福祉事業に位置付けることにより、負担の公平性を保ちます。

② 要介護認定者数の増加により事業費が年々増加しており、これまでも自己負担額の見直し等を実施しました。今後も、要介護認定者数は増加すると推計されており、事業を継続するには見直しを検討する必要があります。

③ 事業費については、当面の間、国の保険者機能強化推進交付金の充当により財源を確保することができます。

２.実施する事業の概要（両事業ともに従前は一般会計で実施）

① ねたきり高齢者等寝具丸洗いサービス事業
要件を満たす高齢者が清潔で快適な生活を送れるよう、寝具の丸洗いを行います。

- 利用要件：要介護３以上（または医師の証明によりおむつを必要とする要介護１・２）の 65 歳以上の在宅高齢者
- 利用者負担額は１回あたり 500 円、年間最大４回。

② ねたきり高齢者出張理容等サービス事業
理容店等に出かけられない高齢者の衛生保持を目的として、自宅まで理容師または美容師が出張し、散髪を行います。

- 利用要件：要介護３以上の 65 歳以上の在宅高齢者
- 利用者負担額は１回あたり 1,000 円、年間最大６回。